

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費について

- (1) 対象となる入所者様の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- (2) 上記で治療が必要となった入所者様に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- (3) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- (4) 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等記載する。
- (5) 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染	血液検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給（経口・点滴）・酸素など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	皮膚科受診し、带状疱疹にて施設での対応可能と判断され、内服薬のみではなく、抗ウイルス剤の点滴注射の指示が出た場合のみ算定可能。

所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		平成27年度							平成28年度				
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
肺炎	人数					1		1					
	治療日数					7		2					
尿路感染	人数		1	1				1	1	1	1	1	
	治療日数		3	7				6	5	3	6	1	
带状疱疹	人数												
	治療日数												

平成28年7月現在